

## 「政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令（案）」 に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

「政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関して、令和7年11月5日（水）から令和7年12月4日（木）まで御意見を募集したところ、計38件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、御意見の内容を適宜整理しています。

※ 以下「法」とは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）を、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和7年法律第1号）及び政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）による改正後の法を「新法」と言います。「規則」とは政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）を言います。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
1	<p>政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見</p> <p>本改正案は、政治資金に関する文書の電磁的交付・保存・作成・提出等を可能とする制度整備を目的としており、情報通信技術の進展に対応した合理化の一環として一定の意義を認めます。しかしながら、政治資金に関する制度は、国民の政治参加と民主主義の根幹を支えるものであり、単なる技術的整備ではなく、信頼性・透明性・公平性の確保が不可欠です。</p> <p>特に、過去に繰り返されてきた政治資金の不正や不透明な資金の流れに対する国民の不信感は根深く、現状では「電磁的保存によって透明性が高まる」との説明に対して、素直に納得できる状況にはありません。むしろ、制度設計の不備や運用の甘さが新たな不正の温床となることを強く懸念します。</p> <p>以下、具体的な懸念点と改善提案を述べます。</p> <p>1. 民間事業者による保存・管理の信頼性と監督体制の不透明さ</p> <p>改正案では、政治資金に関する文書の保存・作成・交付等を「民間事業者等」が担うことが前提となっていますが、この「民間事業者等」の選定基準、認定制度、監督体制が極めて不透明です。政治資金という極めてセンシティブな情報を扱うにもかかわらず、事業者の信頼性が担保されていない場合、以下のようなリスクが生じます：</p> <p>政治的な影響力を持つ人物や団体が関与する事業者による情報操作や改ざん 保存記録の不適切な管理による情報漏洩や消失 不正アクセスやサイバー攻撃への脆弱性 これらのリスクを回避するためには、以下のような制度的措置が必要です：</p>	<p>○1. について 改正後の規則第39条の2の「民間事業者等」はe-文書法（「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」）に基づく省令として同法の用語を用いているものであり、本条は、新法第19条の16の3第2項に規定する文書が国会議員関係政治団体から電磁的に交付された場合に、交付を受けた政治団体の会計責任者において当該文書を電磁的記録による保存することを規定したものです。</p> <p>○2. 及び3. について 改正後の規則第40条第1項に規定される各文書については、同条第3項の規定により、電磁的記録により作成を行う場</p>	なし

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
	<p>総務省による事業者の認定制度の創設（技術要件・倫理要件・独立性の審査）</p> <p>第三者機関による定期的な監査と報告義務</p> <p>政治団体による保存記録の自己点検と公表義務</p> <p>2. 電磁的記録の改ざん防止・真正性担保の技術的要件の欠如 改正案では、保存方法として「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体による保存」とされていますが、これだけでは改ざん防止や真正性の担保が不十分です。政治資金に関する文書は、後から内容を変更されることがあってはならず、以下のような技術的要件を明示すべきです： タイムスタンプの付与による作成日時の証明 ハッシュ値による改ざん検知機能 保存記録のアクセスログの自動記録と保管 バックアップ体制の整備と災害時対応計画の策定 これらの要件がないまま制度を運用すれば、政治資金の記録が恣意的に操作される余地が残り、国民の信頼を損なう結果となります。</p> <p>3. 提出者の本人確認・認証措置の不備 電磁的記録による提出が認められる場合、提出者の本人性を担保する措置が不可欠です。現行案では、提出者が「電子計算機から入力して提出する」とされていますが、これだけでは第三者によるなりすましや虚偽提出を防ぐことはできません。以下のような認証措置の導入を求めます： マイナンバーカードによる電子署名の義務化 二要素認証（パスワード+SMS認証等）の導入 提出履歴の自動記録と照会機能の整備 政治資金に関する文書は、提出者の責任が極めて重く、本人確認が不十分なままでは制度の信頼性が著しく損なわれます。</p> <p>4. 地方の小規模政治団体への過度な負担と格差の拡大 電磁的記録による保存・提出が制度化されることで、IT環境や人的リソースが限られた地方の小規模政治団体にとっては、かえって負担が増す可能性があります。特に、以下のような懸念があります： 高齢者中心の団体では電子提出の操作が困難 インターネット環境が不安定な地域では制度の利用が制限される 民間事業者との契約やシステム導入にかかる費用負担が重い こうした格差を是正するためには、以下のような支援策が必要です： 地方団体向けの操作支援マニュアルや相談窓口の設置 オンライン提出との併用制度の維持 システム導入費用に対する補助制度の創設</p>	<p>合には電子署名を行うこととされており、本人確認や改ざん防止等の措置が講じられることとなります。</p> <p>○4.について 新法第19条の16の3第2項に規定する文書が国会議員関係政治団体から電磁的に作成・交付された場合には、交付を受けた政治団体の会計責任者は、当該文書を電磁的記録により保存することとするものであり、政治団体に特段の負担を課すものではありません。 また、当該文書を紙で作成・交付し、交付を受けた政治団体の会計責任者が紙媒体で保存することも可能です。</p> <p>○5.について 御意見は政治資金制度の在り方に關するものであり、政治活動の自由と密接に關連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
	<p>制度の合理化が、結果として政治参加の格差を広げることがあってはなりません。</p> <p>5. 政治資金に対する国民の信頼回復のための制度的担保</p> <p>政治資金に関する制度は、単なる事務手続きではなく、国民の政治参加と民主主義の根幹を支えるものです。過去の不正事件を踏まえれば、制度の整備にあたっては、以下のような視点が不可欠です：</p> <p>・ 国民が政治資金の流れを容易に確認できる情報公開制度の強化</p> <p>・ 不正が発覚した場合の厳格な罰則と迅速な対応体制の整備</p> <p>・ 政治団体による自己点検と第三者監査の義務化</p> <p>制度の信頼性は、技術だけでなく、運用の透明性と責任体制によって担保されるべきです。</p> <p>以上の点を踏まえ、本改正案が単なる技術的整備にとどまらず、政治資金の透明性・信頼性・公平性を担保する制度として機能するよう、さらなる検討と補足を強く求めます。</p> <p>国民の政治参加と信頼を支える制度であるからこそ、「技術的に可能」ではなく「社会的に信頼できる」制度であることが求められます。制度の導入にあたっては、現場の声、地方の実情、そして市民の不安に丁寧に耳を傾けていただきたいと切に願います。</p>		
2	<p>(1) 総評</p> <p>本改正案は、政治資金報告制度及び政党助成金手続の電子化・合理化を進める点で、行政の効率化と透明性向上に資するものであり、方向性として賛同します。ただし、現場実務や地方団体の運用を踏まえると、円滑な移行のためにいくつかの改善が必要と考えます。</p> <p>(2) 具体的意见</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電子申請・オンライン提出の環境整備について</li> <li>・ 地方の小規模政治団体や後援会では、IT環境や人員が整っていない場合が多い。</li> <li>・ 提出義務化の前に、段階的な移行期間とサポート体制を設けてほしい。</li> </ul> <p>提案：電子申請が困難な団体に対しては当面、紙媒体での提出を認める経過措置を設けること。また、マイナポータル等を活用した簡易提出システムを提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 報告書様式の削除・統一化について</li> <li>・ 要旨様式の削除は簡素化の面で有効だが、記載内容の水準が不明確になりかねない。</li> </ul> <p>提案：旧様式との比較一覧および記載例を併せて公表し、統一的な運用ができるよう配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 交付手数料の合理化について</li> <li>・ 電子的交付を推進するなら、手数料を引き下げ、利用者のインセンティブを明確にすべき。</li> </ul> <p>提案：電子交付の場合は原則無料、または実費相当とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 透明性と個人情報保護の両立について</li> <li>・ 電子化によりデータが容易に検索・再利用されるリスクがある。</li> </ul> <p>提案：寄付者個人情報については、スクレイピングや大量取得を防ぐ技術的制限を講じること。</p> <p>3　まとめ</p>	<p>今回の省令改正案は、新法第19条の16の3第2項に規定する文書が国会議員関係政治団体から電磁的に交付された場合に、交付を受けた政治団体において当該文書の電磁的記録による保存が可能であることを明確化するための規定の新設及び所要の規定の整備を行うものであり、政治団体から行政への電子申請等について定めるものではありません。</p>	なし

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
	本改正案は行政 DX 推進の観点から非常に意義深いが、実務現場の混乱を防ぐため、利用者目線での移行設計を強く望みます。「制度の透明化」と「現場の使いやすさ」が両立する仕組みづくりをお願いいたします。		
3	<p>手続きの電子化についての改定の様ですが…、</p> <p>自身も裏金を作り、莫大な献金を配当される高市総理大臣は、「政党交付金と企業・団体献金の禁止がセットとの約束はしていない」などと、この制度を根底から疑わせる発言をしています。</p> <p>そもそも「賄賂」を合法化したもの。</p> <p>当の議員らに全く反省が無いのであれば、企業献金自体を禁止し、政党交付金ともども廃止すべきです。</p> <p>国民を馬鹿にするのも、いい加減にしろ。</p>	<p>御意見は政治資金制度の在り方に関するものであり、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>	なし
4	<p>政治資金規正法をきっちり守ることすらせ「問題なかった」と裏金議員が次々と復活しているのをおかしいとは思わないのか。</p> <p>政党助成金なんかやめてしまえばいい。国民がこれだけ苦しい思いをしているのに政党助成金で肥え、献金で肥え、どこまで強欲なのか。</p>	<p>御意見は政治資金制度の在り方に関するものであり、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>	なし
5	<p>今回の省令改正は、政治資金収支報告書の電子化など、手続きの効率化を進めるためのものだと理解しています。</p> <p>制度を便利にすること自体は良いことだと思いますが、同時に、政治資金の透明性が損なわれないようにしてほしいです。</p> <p>特に、寄附者や資金の出所が分かりにくくなるような運用は避けるべきだと思います。</p> <p>公開できないような寄附を受け取ることは、市民の信頼を失う原因になりかねません。</p> <p>政治とお金の関係は信頼の土台です。</p> <p>市民が安心して納得できる形で情報が開示され続けるよう、制度設計をお願いしたいです。</p>	<p>今回の省令改正案は、新法第19条の16の3第2項に規定する文書が国会議員関係政治団体から電磁的に交付された場合に、交付を受けた政治団体において当該文書の電磁的記録による保存が可能であることを明確化するための規定の新設及び所要の規定の整備を行うものであり、政治資金収支報告書の電子化などについて定めるものではありません。</p>	なし
6	本意見は、政治資金規正法および公職選挙法に基づく政治資金の収支情報について、紙中心の提出・管理を改め、全取引をデータベース化し、キャッシュレス決済への全面移行と理由・用途の記録義務を組み合わせることで、国民による常時の確認と実質的な審査を可能とする制度への転換を求めるもので	御意見は政治資金制度の在り方に関するものであり、政治活動の自由と密接に関連している	なし

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
	<p>す。これにより、透明性と公平性が飛躍的に高まり、いわゆる「政治とカネ」の問題に一定の決着を付けるとともに、政治家自身にとっても不当な疑惑から身を守り、正当な支持を可視化するという利益が生じると考えます。</p> <p>現在、政治資金や選挙運動費用の多くは、紙による収支報告書と紙の証拠書類を前提とした仕組みで運用されています。提出された原始証拠は一般国民からは閲覧が難しく、公開されるとても集計後の書面や画像化された資料にとどまり、個々の入出金の流れを国民が主体的に検証することは事実上不可能です。この構造のままでは、不正や虚偽記載の有無を外部から検証しにくく、「疑惑は生じるが、国民側から検証する手段がない」という不信の温床が残り続けます。</p> <p>そこで、政治資金に関するすべての入出金を、日時、金額、支払・受取主体、手段、用途区分などを含めてデータベース化し、検索可能な形で整理・保存する仕組みへの転換が必要と考えます。収支報告書は単なる紙の様式ではなく、その背後にある取引データと一体のものとして位置付け、国民がオンラインで特定の政党や政治家について、一定の範囲でいつでも収支の詳細を確認できる状態を目指すべきです。技術的には、機械判読可能なデータとして整備することで、報道機関や研究者、市民団体などによる多角的な分析も可能となり、行政の監督機能を外部の視点が補完することができます。</p> <p>あわせて、政治資金の入出金については、現金での授受を禁止し、クレジットカード、デビットカード、銀行振込、記録が確実に残るコード決済などのキャッシュレス手段に全面的に切り替えることを強く提案します。現金が介在する限り、「渡した・渡していない」「受け取ったが記載していない」といった水掛け論が構造的に発生し得ますが、キャッシュレス決済に限定すれば、すべての取引に客観的な決済履歴が残り、政治家側の収支データと決済事業者側の記録を突合することで、未記載や虚偽記載の余地を大幅に縮小できます。言い換えれば、制度そのものを「嘘や隠しごとをしにくい構造」に変えることが可能です。</p> <p>さらに、一件ごとの入金・出金について、その理由や目的の記載を義務化することも不可欠です。単に金額と相手方を記録するだけでなく、「どのような趣旨の献金なのか」「どの活動のための支出なのか」といった情報を、標準化された分類と簡潔な自由記述の組み合わせで登録させることで、資金の流れが政治活動とどのように結びついているかを国民が理解しやすくなります。この情報はデータベースと連動させることで、同種の支出が過去と比べて異常に増減していないかなどを機械的に検出することもでき、不自然な資金の動きに対する早期の警戒にもつながります。</p> <p>企業・団体献金については、従来どおり一律に禁止するか否かという二者択一ではなく、「献金を行う企業・団体は、政策決定に対して圧力をかけるような要望や便宜供与の要求を行わないことを条件とする」という形で、明確なルールを付すべきだと考えます。具体的には、献金の際に、見返りを前提とした</p>	ことから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
	<p>要望を行わない旨の同意を文書で取り交わし、その存在を政治資金データベース上で確認可能とすることが考えられます。仮にこの条件に反する言動が確認された場合には、一定期間の献金禁止や名称公表などの制裁措置を設けることで、企業・団体と政治家の関係を透明なものに近づけることができます。</p> <p>以上のような改革を組み合わせることで、政治資金の世界において、透明性と公平性は大きく向上します。国民は、自らが支持する政党や政治家の資金の流れを、自分の目で継続的に確認できるようになり、「疑惑報道が出たときだけ騒ぐ」という受け身の関わり方から、日常的な監視と評価へと一歩進むことができます。また、総務省としても、紙の報告書や領収書に依存した旧来型の監督から脱却し、デジタル技術を活用した効率的で実効性の高い監督体制を構築できると考えます。</p> <p>同時に、これは政治家にとっても不利益ではなく、むしろ利益となる改革です。制度全体が可視化され、記録が自動的に残る仕組みになれば、真面目に活動している政治家ほど、不当な疑惑や根拠の乏しい批判から守られます。支援者に対しても「自分の政治活動はこのような形で資金が流れ、公開されている」と説明しやすくなり、政治とカネを巡る不信感を徐々に解消することができます。結果として、政治家は防御的な説明に追われる時間を減らし、本来の政策立案や有権者との対話により多くの時間を割くことができるようになります。</p> <p>以上の理由から、政治資金に関するデータベース化、キャッシュレス決済への全面移行、取引ごとの理由・用途の記録義務化、企業・団体献金への条件付けを柱とする制度改革について、パブリックコメントの場を通じて検討を深め、具体的な制度設計に進めていただくことを強く要望いたします。</p>		
7	<p>新旧対照表と報道資料中に「法第 19 条の 16 の 3 第 2 項」「法第 19 条の 16 の 3 第 3 項」が出てきますが、e-Gov の法令検索で探しても、「法 19 条の 16 の 3」は出てきません。前提となる条文はどこでしょうか？</p> <p>広く一般に意見を募集するのがパブリックコメントの趣旨なので、法律に明るくない一般人でも条文を探し出せるものである必要があります。</p> <p>この意見募集はやり直しが妥当と考えます。</p>	<p>「法 19 条の 16 の 3」は政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号）により新設された条文であり、令和 8 年 1 月 1 日施行です。</p> <p>e-Gov の法令検索の法令改正履歴中、令和 8 年 1 月 1 日施行以降の政治資金規正法をご覧いただければ条文をご確認いただくことが可能です。</p>	なし
8	<p>政治資金規正法施行規則等の電子化は効率化を謳っていますが、過去の行政電子化事例を見ると、制度設計の不備が深刻な混乱を招いてきました。例えば自治体の電子決裁システム導入では、膨大な紙資料との整合性や会計業務の特殊性に対応できず、現場に過度な負担が集中しました。また、コロナ禍では行政のデジタル対応が遅れ、迅速な給付金支給ができないなど、国民の信頼を損なう事態が顕在化しました。今回の省令案も、透明性より行政の事務効率化を優先し、リスク管理や国の責任が曖昧なまま</p>	<p>今回の省令改正案は、新法第 19 条の 16 の 3 第 2 項に規定する文書が国会議員関係政治団体から電磁的に交付された場合に、交付を受けた政治団体にお</p>	なし

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
	現場に丸投げされているように見えます。電子化を進めるなら、過去の失敗から学び、国が責任を持って技術基準や支援策を整備すべきです。	いて当該文書の電磁的記録による保存が可能であることを明確化するための規定の新設及び所要の規定の整備を行うものであり、政治団体から行政への申請等や行政内部の手続の電子化について定めるものではありません。	
9	意見募集のサイトには新旧対照表が掲載されているのみで、改正することとなった背景や改正の概要の記載がないため、背景や改正の概要を教えてください。「民間事業者等が保存を行う書面の電磁的記録による保存」が新設されていますが、これまで規定がなかった理由を教えてください。	関連資料のリンクからご確認いただくことが可能である報道発表資料に記載しているとおり、本改正は新法第 19 条の 16 の 3 第 2 項に規定する文書が国会議員関係政治団体から電磁的に交付された場合に、交付を受けた政治団体において当該文書の電磁的記録による保存が可能であることを明確化するための規定の新設及び所要の規定の整備を行うものです。 なお、「民間事業者等が保存を行う書面の電磁的記録による保存」については、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号）による政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 の新設に伴い、今回省令改正案において規定を新設しようとするものです。	なし
10	政党助成金があるにもかかわらず、政治資金パーティーその他企業献金など、二重に受け取りではないでしょうか？国民 1 人当たり 250 円の負担と政党助成金を公金負担してなのに国民の気持ちとしては納得いきません。政治資金収支報告書に記載されてないことも散見されますが、裏金認定されてもしつかりと罰せられた様子が見受けられません。1000 万円以上の献金もしてはならないのに高市総理がおかしな報告をされてますよね。まずは政治に関するキャッシュフローを明確に DX、ブロックチェーン等で国民に透明化して指示すことからやってはいかがでしょう。そのように思う国民がほとんどだと思います。	御意見は政治資金制度の在り方に関するものであり、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。	なし

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
	ます。		
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ管理されるようになればけしむことができる様になるパソコンを壊したら証拠を隠蔽されるんですか?政治資金規正法を変えるんならきちんと国民が納得出来るように改正して下さい。</li> <li>・デジタル反対。サーバー攻撃の恐れ</li> <li>・反対。デジタル書き換わっていて、信用できません</li> <li>・デジタルだと逃げ得になりませんか?「サイバー攻撃されてデータが消えた」と言われても、その真偽は確認できませんし、消去隠滅が故意か過失かはどうやって判定するのでしょうか?その対策がないままにデジタル化しては、抜け道を作るだけになってしまふのではないかと心配です。逃げ得を防ぐ方策を示してください。</li> <li>・データをパソコンなどに保存する事でサイバー攻撃などを受けた場合には内容が分からなくなるし証拠が隠蔽されますので一部改正に絶対反対します。</li> <li>・政治資金規正法の情報開示および記録に関する改正において、昨今の裏金議員の調査や国会での質疑を円滑に行うようすべきであると考える。電磁的記録においても国会における資料提出要望が黒塗りでの隠蔽など不開示側よりも大きく考慮されるよう強く条件付けされるべきと考える。</li> <li>・デジタルだけでなく、紙でも保存してください</li> <li>・政治資金規正法が全く機能せず、自民党はじめ規則に違反し返金すればよしという現状を正してほしい。デジタル化ではかえってデータの破損を理由に違反を隠蔽する恐れがある。</li> </ul>	<p>改正後の規則第39条の2の規定は、政治資金規正法の改正において、新法第19条の16の3第2項に規定する通知について、電磁的記録による作成等が可能とされたことを踏まえ、当該文書が電磁的に交付された場合に、電磁的記録による保存が可能であることを明確化したものです。</p> <p>なお、法律の在り方に関する御意見については、政治資金制度の在り方に関するものであり、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>	なし
12	会計責任者を秘書にしてはいけない。会計責任者は議員本人がやらなければいけない。そういうふうに法律を書いてください。	御意見は政治資金制度の在り方に関するものであり、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。	なし
13	<p>以下の問題点を検討お願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. **問題点：中小政治団体の負担増** 「小規模な地方政治団体にとって、電子提出の義務化はシステム導入費用が負担となり、活動継続が難しくなる恐れがあります。改善案として、初年度の移行期間を1年延長し、総務省が無料のクラウドツールとオンライン研修を提供すべきです。これにより、デジタルデバイドを防ぎ、すべての団体の公平な参加を確保できます。」</li> <li>2. **問題点：プライバシー侵害の懸念** 「個人献金の詳細公開が寄付者の個人情報を過度に晒す可能性があり、寄付文化の衰退を招く懸念があります。改善案として、献金者の同意を得た上で部分公開（金額のみ、氏名匿名化）を義務付け、個人情報保護法との連動を明記してください。これで透明性を保ちつつ、市民の信頼を維持できます。」</li> </ol>	<p>○1.について 新法第19条の16の3第2項に規定する文書が国会議員関係政治団体から電磁的に作成・交付された場合には、交付を受けた政治団体の会計責任者は、当該文書を電磁的記録により保存することとするものであり、政治団体に特段の負担を課すものではありません。</p> <p>また、国会議員関係政治団体</p>	なし

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
	<p>3. **問題点：施行準備の遅れ**  「2026年施行予定に対し、現在のガイドラインが不十分で、団体側の準備が追いつかない状態です。改善案として、2025年末までに詳細マニュアルを公開し、全国の選挙管理委員会で説明会を義務化するルールを追加すべきです。混乱防止のためのパイロットテストも推奨します。」</p> <p>4. **問題点：監視体制の不備**  「総務省単独のチェックでは、膨大な報告書の精査が不十分になり、不正を見逃すリスクがあります。改善案として、政治資金監視委員会の事前審査権限を強化し、AIツールを活用した自動フラグ付けシステムを導入してください。これにより、人手不足を補い、実効性を高められます。」</p> <p>5. **問題点：罰則の曖昧さ**  「軽微な形式違反（例：入力ミス）に対する罰則が厳格すぎ、団体の萎縮を招く可能性があります。改善案として、初回違反時は警告・指導のみとし、段階的な罰則（行政指導→罰金→取消）を規定する細則を追加すべきです。また、相談ホットラインの常設を義務付け、予防的な対応を促進してください。」</p>	<p>が当該文書を紙で作成・交付し、交付を受けた政治団体の会計責任者が紙媒体で保存することも可能です。</p> <p>○2.、4. 及び 5. について  政治資金制度の在り方については、政治活動の自由と密接に関連していることから、御意見については、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p> <p>○3. について  省令の施行準備については、各都道府県の選挙管理委員会と連携して適切に対応してまいります。</p>	
14	<p>政党資金の報道が多すぎる。罪の意識が無さすぎる。記載漏れの責任は秘書じゃなく政治家がとるべき。入金、出金のお金が議員が把握していないのは間違っている。</p> <p>政治資金は、パーティ収入を廃止すべき（理由：パーティに参加している人を把握できていない）、企業献金の上限（100万円）か、廃止すべき。</p> <p>個人献金も上限（100万円）にして全て公表すべき</p> <p>こういったお金は全てデジタル化決済すべきで全て透明性にすべきである</p>	<p>御意見は政治資金制度の在り方にに関するものであり、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>	なし
15	<p><b>【意見】</b>  本省令案に賛成する。政治資金関係書類および政党助成法関係書類については、紙ベースよりも電子データを原則とし、電子保存・電子提出をさらに積極的に推進すべきと考える。</p> <p><b>【理由】</b>  紙による保存・公開は、閲覧や検索が困難であり、政治資金の透明性確保の観点からも限界がある。電子化を進めること自体は妥当であり、むしろ紙保存は例外的な扱いとし、電子を原則とする運用を明確にしてほしい。</p> <p>その際、単にPDFファイルとして保存・公開するだけでなく、収支報告書や明細データを構造化データ</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>	なし

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
	<p>タ (CSV・XML・JSON 等) としてデータベースに格納し、機械判読可能な形で公開してほしい。</p> <p>具体的には、e-Stat 等の公的統計ポータルや専用サイトを通じて、検索・集計・一括ダウンロードが容易にできるようにし、研究者・報道機関・市民が政治資金の流れを分析しやすい環境を整備することが望ましい。</p> <p>構造化データでの公開が進めば、政治資金の使途の可視化・不正の早期発見・比較可能性の向上に資するだけでなく、行政自体にとっても点検・監査・統計作業の効率化につながると考える。</p> <p>以上から、電子化の方向性には賛成であり、そのうえで「PDF 中心」ではなく、「データベース化・統計データ化」を前提にした設計とし、e-Stat など既存の基盤との連携も含めて、利用者にとって使いやすい形での公開を強く要望する。</p>		
16	<p>政治資金規正法改正で収支報告書のデジタル保存とともに次の点も加えるべきです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会計責任者を政治家本人にする。</li> <li>2. 1円の違反でも厳格に罰する。</li> <li>3. 政治資金パーティー券購入者と政治献金の献金者の氏名と国籍記載を義務化する。</li> </ol> <p>以上</p>	<p>御意見は政治資金制度の在り方に関するものであり、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>	なし
17	<p>1. 透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 電子保存・提出により、政治資金の透明性が高まるかどうか。</li> <li>- 公開方法（国民が閲覧できる形での電子公開）が十分か。</li> </ul> <p>このあたりの議論をもっとするべきだと思います。システムを作り、公開したからおしまいではなく、政治家は政治資金などもらわずとも仕事をする努力をして欲しいです。</p>	<p>御意見は政治資金制度の在り方に関するものであり、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>	なし
18	<p>2. 技術的要件の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ファイル形式や保存方法が現実的か（例：PDF など長期保存に適した形式を採用しているか）。</li> <li>- 中小規模の政治団体でも対応可能か。</li> </ul> <p>端末違いで見れなくなる事が無いよう、またデータを活用して集計できるように、閲覧者側の利便性も考慮するべきです。画像ファイルや手書きをスキャナーするなどだけでデジタル化とするのではなく、.csv 形式などテキストデータにするなど考えておくべきです。</p>	<p>今回の省令改正案は、新法第 19 条の 16 の 3 第 2 項に規定する文書が国会議員関係政治団体から電磁的に交付された場合に、交付を受けた政治団体において当該文書の電磁的記録による保存が可能であることを明確化するための規定の新設及び所要の規定の整備を行うもので</p>	なし

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
19	3. 改ざん防止・信頼性 - 電子データの改ざん防止策（タイムスタンプ、電子署名など）が十分か。 - 紙と同等以上の信頼性が担保されているか。	改正後の規則第40条第1項に規定される各文書については、同条第3項の規定により、電磁的記録により作成を行う場合には電子署名を行うこととされており、本人確認や改ざん防止等の措置が講じられることとなります。	なし
20	4. コストと負担 - 政治団体や事務担当者に過度な負担がかからないか。 - 導入に伴うシステムコストや人材育成の支援策が必要ではないか。	新法第19条の16の3第2項に規定する文書が国会議員関係政治団体から電磁的に作成・交付された場合には、交付を受けた政治団体の会計責任者は、当該文書を電磁的記録により保存することとするものであり、政治団体に特段の負担を課すものではありません。 また、国会議員関係政治団体が当該文書を紙で作成・交付し、交付を受けた政治団体の会計責任者が紙媒体で保存することも可能です。	なし
21	5. 国民へのアクセス性 - 電子化された情報が一般市民にとって検索・閲覧しやすい形で公開されるか。 - オープンデータ化や機械可読性の確保が望ましい。	新法第19条の16の3第2項に規定する文書は当該文書の交付を受けた政治団体において保存される文書であり、閲覧に供されるものではありません。	なし
22	6. 見える化の工夫 - 項目を細分化し、集計しやすい方法を考えておく。また、グラフ化できるようにして下さい。	新法第19条の16の3第2項に規定する文書は当該文書の交付を受けた政治団体において保存される文書であり、閲覧に供されるものではありません。	なし
23	件名：政治資金規正法改正案の抜け穴を塞ぎ、真の信頼回復を図る緊急提言	今回の省令改正案は、新法第19条の16の3第2項に規定す	なし

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
	<p>私は一国民として、自民党提出の改正案が「裏金問題の抜け穴をむしろ制度化しかねない」内容であることに強い危機感を抱きます。</p> <p><b>【最大の抜け穴＝政策活動費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年までに確認されただけでも約50億円が使途不明（二階氏47億円+他）</li> <li>・改正案は「項目別記載」のみで領収書公開は10年後。これでは「裏金合法化」と同じ →即時・完全領収書オンライン公開を義務化すべきです。シンガポール・スウェーデン・韓国は全て即時公開で、政治腐敗指数トップクラスです。</li> </ul> <p><b>【企業・団体献金は依然野放し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023～2024年に発覚した地方支部への超過献金（栃木4社1,000万円超、奈良2区支部1,000万円超など）は改正後も合法的に継続可能</li> <li>・公共事業受注企業からの献金80万円（高市早苗氏関連）も返金で終了 →企業・団体献金を全面禁止してください。最高裁は「腐敗防止の観点から立法政策として許容される」と明言しています（2015年判決）。</li> </ul> <p><b>【パーティー券・香典の実質非公開】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行10万円超公開では、小口分割で完全回避可能</li> <li>・香典・祝儀は依然として「5万円以下記載不要」の抜け穴 →パーティー券は5万円超公開+購入者名簿即時ネット公開、香典・祝儀は完全キャッシュレス（銀行振込・QR決済のみ）義務化を法制化してください。デジタル庁が既に技術基盤を保有しています。</li> </ul> <p><b>【連座制は形だけ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「確認義務」だけでは「知らなかった」で逃げ切れる →不記載額に応じた自動公民権停止（例：100万円超で3年、500万円超で5年）を導入してください。国民は「訂正でセーフ」を二度と許しません。</li> </ul> <p>国民の政治不信は過去最悪レベルです（NHK2025年11月調査：政治への信頼15%）。 このまま中途半端な改正をすれば、次期選挙で自民党は歴史的敗北を喫するでしょう。</p> <p>私は強く要求します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 政策活動費の即時・完全領収書オンライン公開</li> <li>2. 企業・団体献金の全面禁止</li> <li>3. パーティー券5万円超公開+香典の完全キャッシュレス化</li> <li>4. 不記載額に応じた自動連座制（公民権停止）</li> </ol>	<p>る文書が国会議員関係政治団体から電磁的に交付された場合に、交付を受けた政治団体において当該文書の電磁的記録による保存が可能であることを明確化するための規定の新設及び所要の規定の整備を行うものです。</p> <p>御意見は政治資金制度の在り方に関するものであり、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
	これらを 2026 年施行までに必ず盛り込んでください。 国民はもう「政治家の言い訳」に付き合う気はありません。		
24	22 条 6 項の収支報告書に嘘を書いて駄目なのに日本人を苦しめる政治家がいるのは何故なのか疑問です。会計責任者を秘書にしないでください。秘書に責任を擦り付けて責任逃れを防止してください。政策を実行しているのは議員本人なので、会計責任者=議員本人が実行して頂きたいです。3000 万基準で不起訴になっている議員が日本の未来を背負うのはおかしいと考えます。法改正として議員本人が会計責任者として報告をしていただきたい。これは責任逃れのできない宣誓書のサインを実行できる政治家を強く望みます。	御意見は政治資金制度の在り方に関するものであり、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。	なし
25	小さな政党や政治団体にとって、デジタル義務化は負担が大きいのではないかと心配します。政治経験や法律知識が少ない人にとってはミスが起きやすく、専門知識を持ったスタッフを雇える人ばかりとは限りません。 自民党裏金議員は裏金 3000 万円でも起訴されなかったという現実があります。法律が変わったとはいえ、新規参入者が数万円の記載漏れや入力ミスなどで処罰されるのは公平さに欠けると思います。とはいえ、金額の大小に拘らず、不正や記載漏れやデータ消失はあってはならないので、新規参入者には講座受講を義務付けるなど、フォローアップが必要ではないでしょうか。 そもそも論ですが、お手盛りで抜け穴だらけと言われた政治資金規正法。デジタル化が新しい抜け穴になつては困ります。政治にはカネが掛かると言う場合、その多くが選挙費用だとすれば、選挙に使える金額の条件を設定して貧富の差で当否が決まらない様にするのも、政治を健全化する策ではないかと考えます。	新法第 19 条の 16 の 3 第 2 項に規定する文書が国会議員関係政治団体から電磁的に作成・交付された場合には、交付を受けた政治団体の会計責任者は、当該文書を電磁的記録により保存することとするものであり、政治団体に特段の負担を課すものではありません。 また、国会議員関係政治団体が当該文書を紙で作成・交付し、交付を受けた政治団体の会計責任者が紙媒体で保存することも可能です。 なお、2 段落目以降の御意見については、政治資金制度の在り方に関するものであり、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。	なし
26	サイバーセキュリティの安全性や災害などの火災による収支報告書の記載内容が破損・意図的な破壊をされた場合の証拠隠滅の防止策を考えてください。また、証拠となるパソコンをドリルにて粉碎破壊するような議員に関しては罰則を設けてください。財務省が紛失したフェンタニル関連資料を故意に焼失されたと思われないようなバックアップ対策を講じて頂きたい。	御意見は政治資金制度の在り方に関するものであり、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考え	なし

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
27	<p>新旧対照表中で出てくる条文を検索しましたが、eGov の法令検索では見つけられませんでした。</p> <p>被選挙権は一定年齢以上の日本国民に与えられた権利です。また、広く意見を求めるパブリックコメントの趣旨からも、法律の専門知識を持たない人であっても対象法令を探しやすくしたり、概要を理解しやすい文面にするなどの工夫は必要ではないかと思います。こうした工夫によって政治に関心を持つ有権者が増え、政治にチャレンジしようとする人が増え、多選による政治腐敗を防ぐ効果をもたらしてくれるのではないかでしょうか。</p> <p>政治の信頼回復、透明性の確保といえば、eGov でパブリックコメントを提出した際に表示される受付番号ですが、こちらはランダム表示ではなく、受け付けた順番に出すのが透明性確保につながるのではないかでしょうか。ランダム表示では国民にはおおよそ何件の意見が提出されたかということが推測できず、まるでブラックボックスです。募集官庁が改ざんや不正をするなど考えたくもない悪夢ですが、やろうと思えば数を少なく発表する事も、水増しする事も可能であり、ブラックボックスの状態では疑いを挟む余地が生まれてしまいます。潔白であるならばブラックボックス状態を解消すべきですし、ランダム表示のままにするならば、更なる猜疑心を生む事になると危惧いたします。余談ではありますが、クリーンな政治行政を望む一国民として、総務省には、受付番号は受け付けた順番に発行する以前のシステムに戻していただく事を期待します。</p>	<p>ております。</p> <p>「法 19 条の 16 の 3」は政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号）により新設された条文であり、令和 8 年 1 月 1 日施行です。</p> <p>e-Gov の法令検索の法令改正履歴中、令和 8 年 1 月 1 日施行以降の政治資金規正法をご覧いただければ、当該条文をご確認いただくことが可能です。</p> <p>なお、御意見の件数は結果公示の際に公表しています。</p>	なし
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高市首相の自民党奈良県第 2 区支部に 1000 万円寄附した鳥羽珈琲株式会社の資本金は 6 億円で上限額違反ですね。潔く首相を辞め議員辞職してください！</li> <li>・小泉防衛相の支部 自民党神奈川県第 11 選挙支部は昨年 12 月 大阪の企業から政治資金規正法がさだめる 上限額を超える 1000 万円の寄付があった。</li> </ul> <p>小泉大臣は自ら防衛大臣を辞任し、議員辞職もしてください。そして司法も仕事してください！</p>	<p>今回の意見募集は、政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令案を対象とするものです。</p>	なし
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反対</li> <li>・反対。もっと不正を防止する方法を、頭のいい人たちが、考えてください</li> </ul>	<p>反対に係る具体的な理由がありませんが、今回の省令改正案は、新法第 19 条の 16 の 3 第 2 項に規定する文書が国会議員関係政治団体から電磁的に交付された場合に、交付を受けた政治団体において当該文書の電磁的記録による保存が可能であることを明確化するための規定の新設及び所要の規定の整備を行うものです。</p>	なし